

「とうおんメディカルタウン構想 Plus」に基づく『かけ算』によるまちづくり連携協定書

東温市（以下「市」という。）、国立大学法人愛媛大学医学部附属病院（以下「愛大病院」という。）、独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター（以下「医療センター」という。）及び独立行政法人国立病院機構四国がんセンター（以下「がんセンター」という。）は、相互の“地の利”と“知の力”を融合させ、連携して「とうおんメディカルタウン構想 Plus」（以下「本構想」という。）を推進するため、次のとおり、連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、市、愛大病院、医療センター及びがんセンターが緊密に連携し、健康・医療・福祉をテーマにしたまちづくりを推進することを目的とする。特に若者、子育て世代、女性が安心して活躍できる環境を整備し、その活力を基盤として、子どもから高齢者まで誰もが生き生きと活躍でき、幸せに暮らせる全世代の健康寿命の延伸及び職住近接の促進による定住人口拡大、さらに地域社会の活性化に寄与することを目指す。

（連携事項）

第2条 4者は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

（1）若者、子育て世代、女性が住みやすく、働きやすいまちづくりに関すること。

- ア 「共働き・共家事・共育児」ができる環境の整備及び支援
- イ 安心して子どもを預けられる保育等の機能強化及び快適・便利な生活環境の創出
- ウ 医療・福祉従事者の職住近接を支える住環境の整備促進
- エ 学生の充実した学修・課外活動環境の整備及び支援

（2）健康寿命の延伸と市民の健康づくりに関すること。

- ア 3つの高度医療機関と市が連携した市民の健康を支える仕組みの構築
- イ PHR（パーソナルヘルスレコード）等のデータやMaaS車両の利活用による科学的根拠に基づいた健康増進施策の推進
- ウ 誰もが楽しく働き、幸せに暮らせる「笑顔があふれる東温」の実現に向けた取組

（3）地域医療の充実と専門人材の育成・確保に関すること。

- ア 地域に根差した専門性と信頼を持つ3つの高度医療機関の強みを生かした医療の提供
- イ まちづくりの原動力となる多様な人材（とうおん人）の育成及び確保
- ウ 救急時・災害時における医療提供の確保及び地域連携の強化

（4）4者の強みを生かした「かけ算のまちづくり」の推進に関すること。

- ア 行政の“地の利”と医療機関の“知の力”を融合させた戦略的な事業展開
- イ 3つの高度医療機関の理念（患者中心の医療、地域貢献、質の向上及び働きがいのある環境）に基づく共通価値の創造

（役割分担）

第3条 各当事者は、相互の自主性を尊重しつつ、次に掲げる強みを生かして本構想を推進する。

- （1）市は、本構想を推進するエンジンとしての役割を担い、子育て世代が住みやすいまちづくり及び政策的支援（規制緩和・特区申請）を行う。
- （2）愛大病院は、教育・研究・診療の拠点として、高度な知見の提供、人材育成及び最新技術の社会実装に向けた臨床研究を担う。
- （3）医療センターは、地域医療の中核として、救急医療への貢献、重症心身障害児（者）医療、結核医療等政策医療への貢献及び地域住民への健康啓発活動を担う。
- （4）がんセンターは、愛媛県がん診療連携拠点病院として、がんに関する情報の提供、最良のがん医療の提供、がんに関する相談支援、地域における人材育成及びがん診療従事者のネットワークの構築を担う。

（推進体制）

第4条 4者は、本協定に基づく連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な事業実施のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

2 具体的な個人情報・データの取扱いについては、必要に応じて別途覚書等で定めるものとする。

3 費用の負担、知的財産権の取扱い、広報等の詳細については、具体的な事業の実施に関して別途覚書等を締結するものとする。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに、いずれの当事者からも別段の申出がないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（進捗状況の確認等）

第6条 本協定は、将来的な目標人口3万1,000人の実現（2040年）を見据えた長期的なパートナーシップの基盤とし、4者は定期的に本協定に基づく取組の進捗状況を確認の上、必要に応じて施策の見直しを行うものとする。

（その他）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、4者が誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書4通を作成し、市、愛大病院、医療センター及びがんセンターが署名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 8 年 7 月 2 4 日

愛媛県東温市見奈良 530 番地 1

東温市

市 長

加藤 章

愛媛県東温市志津川 454 番地

国立大学法人愛媛大学医学部附属病院

病院長

羽藤 直人

愛媛県東温市横河原 366 番地

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター

院 長

船田 淳一

愛媛県松山市南梅本町甲 160 番地

独立行政法人国立病院機構四国がんセンター

院 長

藤 山 幹 子